

今後の課題

本研究においては、構造方法基準を対象として、法令上の位置づけ・役割の分析、それに基づく「要件」と評価項目の抽出、建築基準法施行令第3章の鉄筋コンクリート造の構造方法基準を対象とした試行的評価の実施、それを踏まえた検討、というプロセスを経て、構造方法基準の評価方法の提案を行っている。今後の課題とそれに対する対応としては、以下のような方向により研究を進めることができると考えられる。

(1) より実用的な構造方法基準の評価方法の開発

本研究においては、鉄筋コンクリート造の構造方法基準を対象とする試行的な評価結果を踏まえて、「構造方法基準の評価方法」の提案を行っている。対象として鉄筋コンクリート造を選択した理由は、序章に示したとおり、現在の日本で建築されている建築物の主要な構造方法の中から、もっとも一般的な成果を導き出すことができるものであると考えられたからである。また、その評価に際しては、学会RC計算規準およびJASS5を、現在の鉄筋コンクリート造の設計・施工方法を包括的にカバーするものとみなして、それらとの比較を基本的な評価尺度として利用している。

しかし、対象を鉄筋コンクリート造に限定したとしても、構造方法基準には、令第80条の2に基づくものとして、壁式鉄筋コンクリート造などの複数の基準があり、また、本研究では扱われていない設計・施工技術としても様々なものが存在し、利用されている。

他の構造方法のうち、鉄骨造は比較的類似点も多いと考えられるが、日本で最も普及している木造は、構造計算の対象となる建築物が少ないと、設計・施工の担い手が中小規模の事業者であること、設計・施工技術において法令の基準でカバーされる範囲が小さく、伝統的に受け継がれた技術的慣習による部分が大きいことなどの特徴を有していると考えられる。

以上のことから、今後は、鉄筋コンクリート造以外の構造方法を含め、より幅広い構造方法基準への試行的適用と、その結果を踏まえた検討などを通じて、より汎用性のある、実用的な評価方法への改善を図っていくことが考えられる。

また、今回の研究は、いわば机上の検討のみを根拠として評価方法の提案を行っているが、実際の設計・施工、あるいは構造方法基準の策定や審査などにかかわる実務者の視点からのインプットや、実際に生じている課題の調査やその解決方法の検討などを踏まえて研究を行うことで、実際の実務において生じている課題の改善に資する、より実用的な評価方法の開発を進めることができると考えられる。

(2) 建築基準法に基づくその他の技術基準などへの適用範囲の拡大

序章でも述べたとおり、本研究で採用した、「技術基準の目的、役割、位置付けから、備えるべき要件を明確化し、それらを踏まえた内容の評価方法の提案を行う」というアプローチは、基本的に、建築基準法に基づく技術基準すべてに適用・応用が可能な汎用性を備えたものであると考えられる。また、本研究の試行的な評価の過程で採用した、各規定の対象・要求の内容の表示・分析の手法も、他の技術基準への応用が可能なものであると考えられる。

構造計算基準のほか、防火安全性など、幅広い性能確保のための技術基準への適用対象の拡大に向けて、(1)で述べたような検討・研究を、他の分野の技術基準を対象として展開することが考えられる。

また、本研究においては、諸外国の類似のシステムとの比較検討を行っていないが、規制の手段としての技術基準の内容の事前評価は、欧米諸国において、「パブリック・コンサルテーション」と呼ばれる手

続きの中で幅広く行われていると考えられ、また、技術基準の内容の評価は、欧州における技術基準の統一化への動きの中でも実施されていると考えられることから、それらの状況を把握し、比較検討を行うことで、評価方法の適用範囲の拡大などの改善に資する参考情報を得ることが期待できると考えられる。

(3) 研究の過程で作成された技術的知見をベースとした研究の展開

- 本研究の過程においては、構造方法基準の評価方法案以外に、
- ① 第4章の試行的評価の過程で使用した「構造方法基準の各規定の対象・要求の内容の表示・分析の手法」
 - ② それを用いた現行の鉄筋コンクリート造の構造方法基準の規定内容の分析とその結果の表示
 - ③ 第3章および付表に示した鉄筋コンクリート造の構造方法基準の建築基準法制定以来の改正経緯の整理とその分析
 - ④ 同じく付表に示した鉄筋コンクリート造の構造方法基準と、学会RC計算規準・JASS5との比較分析
 - ⑤ 第4章の試行的な評価の結果としての現行の鉄筋コンクリート造の構造方法基準の分析などの技術的な知見が取りまとめられ、本論文に収録されている。

これらをベースに、さらに検討・研究を進めることによって、今後、①は建築基準法に基づく各種技術基準の分析的検討に、②から⑤は鉄筋コンクリート造の技術基準の改善に向けての検討に、それぞれ利用可能な研究成果が得られるものと考えられる。

おわりに

本研究報告は、建築研究所の特定の研究プロジェクトの成果に基づくものではなく、筆者が、前職である国土技術政策総合研究所勤務時代を含めた、建築基準法の技術基準にかかる技術支援業務や調査・研究などから得た知見から執筆した学位論文をベースとして取りまとめたものである。研究の実施のための環境と様々な形でのサポートをえてくださった両研究所の関係者、本研究のベースとなった論文の執筆・審査の過程でご指導いただいた東京大学の関係者、研究の基礎となる知見と数多くのご助言をいただいた諸先輩、友人らに感謝するとともに、引き続き、本研究報告の内容に対するご意見やご批判、研究活動に向けてのご指導やご鞭撻をいただくようお願いする次第である。

最後に、本研究報告の内容は、2009年（平成21年）11月に取りまとめられたものであること、そして、示されている見解の部分については、建築研究所あるいは国土技術政策総合研究所の組織としてのものではなく、あくまで筆者個人の見解であることをお断りさせていただく。